

## 議案第4号

### 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成19年度鳥取県営工業用水道事業会計予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額309,523千円は、過年度分損益勘定留保資金302,810千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,713千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	217,691千円	4,800千円	222,491千円
第3項 企業債	0千円	4,800千円	4,800千円
	支	出	
第1款 資本的支出	527,190千円	4,824千円	532,014千円
第1項 建設改良費	199,702千円	4,824千円	204,526千円

(継続費)

第3条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	鳥取地区工業用水道 配水管増設事業費	12,060千円	19年度	4,824千円
				20年度	7,236千円
(企業債)					
第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道事業費に充当	千円 4,800	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。	
平成19年11月22日提出					
鳥取県知事 平 井 伸 治					